

消費者市民教育は消費者
被害防止に役立ちますか？

Q 4

A 4 後立ちます。以下の3つの理由があります。

①被害ににくい消費者を育てます

消費者市民社会を目指す教育は、ものを見る目を育てる教育です。
消費者は、商品やサービスについて、勧説や広告を行うのみにせず、主体的に情報を集め、吟味し、さまざまな観点から評価し、その上で選択する能力を身につけることができます。

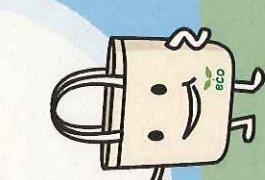
②加害者を生み出さにくくします

消費者市民社会を目指す教育は、批判的精神を鍛える教育です。
加害者になってしまふ人も消費者です。自分の選択が他者や自分の人生へ及ぼす影響について、厳しく長い目で検討してから行動する能力を育てることで、加害者になるのを防ぐことができます。

③被害を防ぐ社会を作ります

消費者市民社会を目指す教育は、学校だけでなく地域や事業者においてもなされる教育です。
情報が世代をこえて提供され、行政への働きかけが盛んになり、見守りが行きとどいた社会を作ることができます。

行政



「消費者市民社会」では、
消費者の「自己責任」が強調
される結果になりませんか？

Q 5

Q 6 学校ではどんな取組ができるですか？

A 6 年齢に応じて、いろいろな取組が考えられます。
以下はその一例です。

小学校低学年～中学校

世界の食糧問題、水不足の解決に、家庭の食卓や給食で貢献

私たちが口にする食料は、世界の様々な場所から運ばれて来ます。水不足が世界に広がり、沙漠化の進行や飢餓が問題となっている中で、たくさんの水を使って食料が作られ、一部は牛などの飼料となり、そうして作られた牛肉が、私たちの口に入ります。

一方で、日本を含む先進国では、食べられる状態の食料を、大量に廃棄しています。先進国で食料を無駄にしないことは、世界の食糧問題、水不足など、様々な問題の解決につながっています。家庭や学校で、どうすれば食料の無駄をなくせるのか、みんなで考えてみましょう。

参考事例他：「給食は世界へどうがっている」、農業・今治市立高塚小学校の実践
(『食糧教育』2006年4月号) http://www.ruraineri.or.jp/syokunou/200604/01_1.html

小学校高学年～中学校

身近な商品をしつかり比較し、選ぶことが
世界を幸せにすると気づく、フェアトレードの授業
サッカーボールやおいしいチョコレート、子どもたちの身の回りの商品の中には、
果は海外の児童労働を含む低賃金での労働によって、低価格が維持されているものがあります。

A5

「消費者市民社会」の考え方と消費者の「自己責任」は相容れないもの

を通して、社会の発展と改善に積極的に参加してゆく社会ですから、「消費者の権利」だけでなく「消費者の責任」も前提となります。しかし、ここでいう「消費者の責任」は、被害を受けた消費者にも落ち度があるのだから、消費者もある程度はその責任を引き受けなければなりません。これは消費者の権利と義務一体としての「社会的責任」であって、消費者市民社会の実現のために必要な消費者の態度なのであり、消費者の権利が制限されてしまふ消費者の「自己責任」とは無関係です。

消費者の権利と責任については、国際消費者機構（CI）が掲げる8つの権利と5つの責任がありますが、責任の内容は、①批判的意識を持つ責任、②主張し行動する責任、③社会的弱者への配慮責任、④環境への配慮責任、⑤連帯する責任などとなっています。これらは消費者の権利と義務一体としての「社会的責任」であって、消費者市民社会の実現のために必要な消費者の態度なのであり、消費者の権利が制限されてしまふ消费者的「自己責任」とは無関係です。

一方では、児童労働や不正な採取のない公正な取引で作られる一方で、その分ちょっと高いフェアトレードの商品もあります。消費者として、どちらを選択するのか、考えることは、私たちが手にする商品がどこから来て、支払うお金がどこに流れていくのかを考える、消費者市民教育の第一歩といえる教育です。

参考教材|おいしいチョコレートの真実|ACE(<http://acejapan.org/chilabour/materials/workshop-chocolate/>)

中学校～高等学校

ネット販売を考える…消費者トラブルから地域経済との関係まで
早くて便利で、価格も安いなどの多いインターネットによる販売は、多くの消費者が利用しています。しかし、こうしたネット販売の利便性の裏には、様々な考へなければならぬ問題もあります。

一つは、悪質業者による詐欺的取引も発生しています。どうすれば、安全なネット社会を作つていけるのか、考へる必要があります。

また、ネット販売が地域経済に与える影響、宅配利用に伴う環境への影響など、様々な社会的影響を考えながら選択することが、消費者には求められます。

インターネット利用金額に対する青少年問題監修会参考事例「安心ネットづくり委員会」(<http://goodnet.jp>)

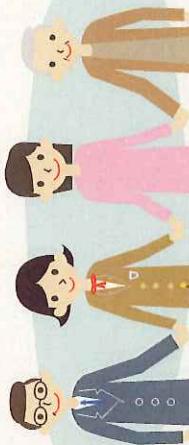
Q7 地域における消費者教育は誰が担うことになるのでしょうか？

A7

地域における消費者教育は、地域住民にこつともっとも身近なところに行われるものですから、住民が消費者知識やスキルを身に付けるために重要なものです。消費者教育推進法は、地方公共団体のみならず、消費生活センター、教育委員会、消費者団体、事業者・事業者団体、学校、民生委員・社会福祉主事・介護福祉士その他高齢者、障がい者等の支援者、法律家等の専門家などに、広く、消費者教育を担ってもらうことを期待しています。

地域での消費者教育を推進する上では、地域の消費者向け教育講座等の充実を図ることも大切ですが、様々な講座を受講した消費者が、できる範囲で学んだ知識を活用して地域で活動できる場を確保することも重要です。各地で消費生活サークルや「見守り」などの活動が進められていますが、地域の消費者団体の育成も含めて、こうした実践的な活動をさらに広めていく必要があります。こうした活動に参加する消費者自身が、身近なところで消費者教育啓発の活動に取り組み、さらにはその輪を広げていくことが、地域における「消費者市民社会」の構築にとって重要です。

また、学校と地域が連携することにより、学校の生徒と保護者、それに地域住民が、世代を超えて消費に関する問題に取り組むことで、生きた消費者教育を行うことができます。



Q8 地方公共団体は何をすればよいのでしょうか？

A8

「消費者市民社会」の考え方は、地域の経済や社会の活性化につながるもののであり、地域の将来のためにも大きな意義をもっています。

消費者教育推進法は、地方公共団体に対し、「消費者教育推進計画」の策定（10条）、「消費者教育推進地域協議会」の設置（20条）を求めていました。これは努力義務とされていますが、地方公共団体が消費者教育推進のための施策を策定・実施する責務を負うことからしても（5条）、消費者の生活に密接する地方公共団体こそが、積極的に、地域の特性を踏まえた推進計画を定め、協議会を設置するべきです。

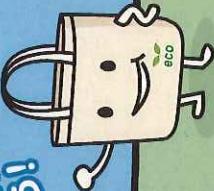
また、消費者教育は、環境教育、食育、国際理解教育、法教育など、様々な教育分野と重なり合っており、これらの分野との連携を図り、効率的に取り組むことも大切です。さらに、地域で実際に活動している消費者団体、環境団体、ESD（持続発展教育）団体などとの連携も大切です。地方公共団体には、地域において様々な連携の仕組みを作ることが求められます。

こうした連携のためのツールとして、消費者庁の「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」が活用できるでしょう。

例えば静岡県では、2012年度に、県が主導して行政、教育関係者、消費者団体、事業者団体、法律家等により構成される「ふじのくに消費者教育研究会」を設置しました。この研究会では「イメージマップ」をベースに、「命を守る危機管理」「ものづくり県」といった地域特性を反映させた消費者教育推進計画の策定を目指した活動が行われています。

また、名古屋市では、1990年代から行政が中心となつて、消費者と事業者、それに消費者問題や環境問題を扱う研究者の参加を求めてコミュニケーションに向けた連携を進め、大きな成果を上げています。

消費者市民社会を
作ろう！



JBA 日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
TEL 03-3580-9841(代)